

# 佐藤 仁志 議員

## 新しい風やとみ



### 問 非公式な指名除外は法令違反では

### 答 法令違反に該当しない

○公式な文書による指名停止の周知がないまま事実上の無期限指名停止処分が継続している。行政手続法に基づく不利益処分の反論ができる。裁量権の逸脱濫用に当たる。A社の指名が年平均で8回から0回に激変したのは作為的な排除意思がなければ統計的には起こり得ない、A社の経営状況や資格確認に変化はない。

**問** この事実上排除してる非公式な指名除外が法令違反に当たるとい認識があるか。市長の答弁を求める。

**答** **総務部長** 非公式な指名除外は、法令違反に該当しない。

**問** 市長に再度答弁を求める。

**答** **副市長** 選定要領の基準、技術的適合性や実績などに基づき、担当課が選定し、審査会で決定している。



### 問 口頭指示で記録や決裁がないが

### 答 不適正であれば懲戒処分の対象

**問** 市有地（農地）に特定の業者が残土を入れており根拠となる決裁文書や契約書の確認を求めた際、建設部長は「文書はないが、部長権限で口頭で依頼した」と回答。仮に、ガラや産業廃棄物、有害物質が出た場合、市長はこの「事業者等に対して口頭の指示や依頼だけで記録が残されていないケース」を組織の管理監督者として、どのように認識し当該職員にどのような対処や指導をするのか、市長の答弁を求める。

**答** **総務部長** 事案ごとに記録の必要性を判断し、事務処理を行っている。職員には服務規律の徹底を指導しており、不適正な事務処理があれば懲戒処分の対象になりうることを周知している。



▲近鉄弥富駅付近の市有地（農地）